

【区分B 1の場合／扶養に入れたい方：子（養子縁組含む）、配偶者：なし、扶養に入れたい方の収入状況：収入なし】

扶養に入れたい方の収入状況		添付書類（※扶養に入れたい方の収入状況の行において「○」のある添付書類が、すべて必要です。）																		
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	
出生児		○									○									
出生児以外	昨年1年間（1～12月）も無収入		○	○			○					○					○		○	
	昨年以降退職し、現在無収入の場合	在職時、雇用保険加入	雇用保険（失業等給付）を受給しない（受給権なし含む）	○	○				○				○		○			○		○
		雇用保険（失業等給付）を受給延長	○	○				○	○			○		○				○		○
		雇用保険（失業等給付）を受給終了	○	○						○		○		○				○		○
		雇用保険（失業等給付）を受給予定	○	○					○		○		○		○			○		○
在職時、雇用保険未加入		○	○							○	○		○				○		○	

被保険者と扶養に入れたい方が別居中(単身赴任(注)または子の就学除く)の場合は、次の書類も提出してください。

1. 被保険者、扶養に入れたい方、それぞれの世帯全員の住民票（この場合、⑩の提出は不要）
2. 直近3ヶ月分の送金明細
3. 扶養に入れたい方に同居者がいる場合、その方の所得証明書(非課税証明書)

(注)単身赴任とは、被保険者が既婚者で、会社都合の転勤による子・配偶者との別居を指します。
離婚により子と別居している、会社都合の転勤により親と別居している等の場合は、単身赴任とはなりません。

扶養に入れたい方の住民票が日本国内にない場合は、「海外特例要件 該当・非該当 届」と国内居住要件の例外(海外特例要件)に該当する場合の添付書類も提出してください。(国内居住要件の例外(海外特例要件)に該当する場合の添付書類については、ホームページ内「日本国内に住民票がなく、国内居住要件の例外(海外特例要件)に該当する場合の添付書類について」をご参照ください。)